

道州制導入に向けた議論の動向と地域経済および信用金庫への影響について

信金中央金庫 地域・中小企業研究所 地域活性化支援室 調査役

松崎 祐介

1. はじめに

近時、地方自治のあり方に関して、道州制の議論が盛んに行われている。

自民・公明両党による道州制の議論については、06年度の第28次地方制度調査会において、広域自治体改革のあり方として「道州制の導入が適当」との答申後、現在、第二次安倍政権下において道州制基本法案（骨子案）の国会提出を目指して調整を行っているところである。

道州制は、現在の都道府県に代わる10程度の道州を設置したうえで、道州・基礎自治体を中心とした地方分権体制への移行を目的としているものであるが、道州の数・区域、国からの財源・権限・人材の移譲内容等は、これからの検討課題となっており、議論が拡散している状況である。

本稿では、現在議論が行われている道州制の内容について整理し、道州制導入に伴う地域経済および信用金庫への影響等について整理する。

2. 道州制の概要

(1) 現在、道州制が議論されている経緯

近時、道州制に関する議論が活発化している。議論が活発化したきっかけは、12年12月に実施された衆議院議員総選挙において、自民党が「『道州制基本法』の早期制定後5年以内の道州制導入を目指す」旨を、政権公約として掲げたことである。

道州制に関する議論は、第一次安倍政権時代から進められており、06年に第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申について」にて、広域自治体改革の具体策として「道州制の導入が適当と考えられる」としたうえで、具体的な制度設計や課題が示された。その後、07年に道州制担当大臣（第一次安倍内閣で新設）の私的諮問機関として、道州制ビジョン懇談会が設置され、議論が進められた。

民主党に政権交代後、道州制担当大臣は設置されず、道州制ビジョン懇談会も廃止され

図表1 自由民主党「道州制基本法（骨子案）」で示された道州制の概要

組織	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に10程度の道州を設置する。 ・都道府県は、廃止する。 ・基礎自治体は、現状を基本とする（自主合併は、妨げない）。 ・基礎自治体の権能を補完する必要がある小規模な基礎自治体については、道州が地方機関を設置して、その事務を支援するなどの仕組みを設けることができるようにする。 ・東京および政令市のあり方は、検討する。
権限	<ul style="list-style-type: none"> ・「国の関与」等をできるだけ廃し、二重・三重行政をなくす。 ・国は、国家の存立に関すること、全国的に統一的定めが必要なこと等を行い、機能を集約・強化する。 ・道州は、道州内に関することを行うとともに、このことに関し、道州法を制定できる。ただし、国の権限に属することは除くとともに、基礎自治体の能力に応じ、事務・権限を移譲する。 ・基礎自治体は、その能力に応じて事務・権限を担い、立法することができる。
首長・議会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は、現行の都道府県の区域以下の選挙区から選出された議員で構成する。 ・定数については、従来の「市町村合併」時の方式を参考にする。 ・首長は、住民の直接選挙で選出される。 ・首長の多選制限や議会権限の強化策を検討する。
税・財政制度	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方の役割分担に応じて制度設計するが、中央政府に依存しない税・財源とする。 ・財政調整制度を設ける。 ・現在の国と地方の債務の処理について検討する。

(備考) 道州制推進本部「道州制のイメージ」より抜粋

たが、12年12月に第二次安倍政権が発足後に再び議論が進展、現在は道州制基本法案(骨子案)の国会提出に向けて調整が進められている状況である。

(2) 道州制の概要

現在、国会への提出に向け調整が進められている道州制基本法案(骨子案)は、道州制導入の在り方について具体的な検討に着手するための、基本的方向性、手続き、スケジュール等について定めることを目的としている。

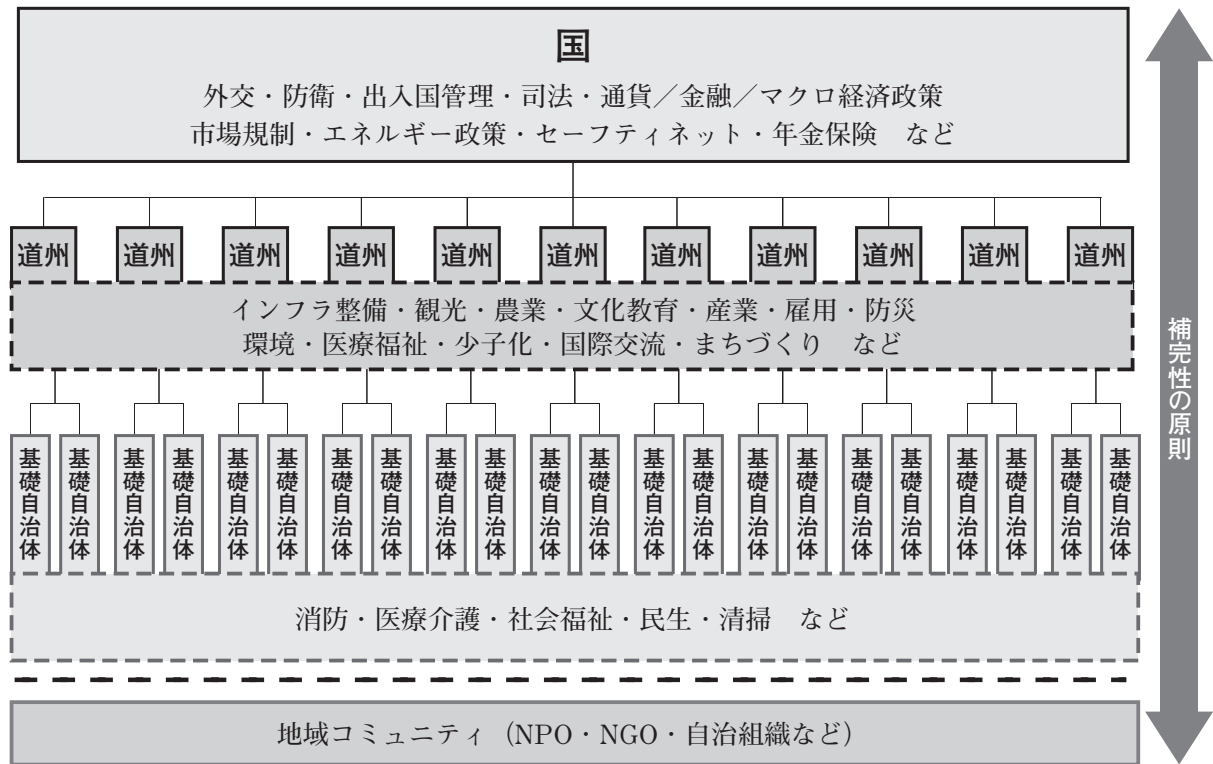
基本的方向性としては、都道府県を廃止して広域的な地方公共団体である道州を設置すること、国の事務を国防や外交等の国家存立

の根幹にかかわるもの等に限定し、それ以外の事務を道州に権限委譲すること、住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体に大幅に承継すること等があげられている。

また、道州制基本法案(骨子案)の別紙で示された道州制のイメージでは、設置する道州の数を10前後とすること、道州の財源は中央政府に依存しない税・財源とすることなどがあげられている。(道州制の概要は(図表1)、道州制導入後の役割分担のイメージ図は(図表2)のとおり)。

手続き・スケジュールに関しては、道州制基本法案(骨子案)成立後、内閣府に内閣総理大臣の諮問機関として道州制国民会議が設置

図表2 道州制導入に伴う役割分担のイメージ



(備考) 自由民主党「道州制基本法案(骨子案)」、道州制推進本部「道州制のイメージ」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所にて作成

され、道州制の重要事項について調査審議を行い、3年以内に答申を行わなければならない。

また、政府は、道州制国民会議の答申があった後、当該答申にもとづき2年を目途に法制の整備を実施しなければならない。結果として、道州制基本法案(骨子案)が国会で成立した際には、5年後に道州制が導入される見込みとなっている。

(3) 道州制導入の目的

道州制導入の目的について、道州制答申の「道州制の検討の方向」での記載内容にもとづき、3つの視点から整理する。

イ. 地方分権の推進および地方自治の充実強化

現在、地域において判断することがふさわしい事務に関しても、国が依然として法令や補助金等を通じてかかわり、あるいはブロック単位に設置された各府省の地方支分部局を通じて自ら事務を実施しているものが多い。このため、地域の課題に対して画一的な対応が強いられ、住民ニーズからの乖離^{かいり}等の問題が生じている。

そこで、道州制を導入し、国・広域自治体および基礎自治体の役割を体系的に見直し、都道府県から市町村、国から道州へ大幅な権限委譲を行うことにより、地域における政策形成時の住民参加拡大、行政に対する住民の

評価や監視の実効性向上が図られ、自己決定および自己責任を基本とした地域社会実現が期待される。

ロ. 自立的で活力ある圏域の実現

中央集権的な政策プロセス、東京圏への一極集中化により、地方圏における地域の活力低下がもたらされてきたと考えられる。また、活動圏の拡大等により、広域行政課題が増加しており、複数の政治行政主体がばらばらの対応となり、地域資源や能力を適切に組み合わせ活用できないことが懸念される。

そこで、道州制導入により、道州が広域行政の主体として各道州の諸課題に主体的かつ自立的に対応できるようにする。その結果、圏域相互間、海外諸地域との競争と連携が一層強まり、東京の一極集中の是正および自立的で活力ある圏域の実現が期待される。

ハ. 国と地方を通じた効率的な行政システムの構築

現在、国が設ける諸制度にもとづいて地方公共団体が実施する事務には、多くの国の関与（協議や許可等）が設けられ、これに伴う複雑な事務手続きが問題とされている。また、同種の事務についても、規模等に応じて国と地方公共団体に振り分けられている場合も多い。

そこで、国から道州への権限委譲等を進めることにより、国と地方を通じた行政の効率化と責任の所在の明確化が期待される。

(4) 道州制導入にかかる懸念事項

地域ニーズの地域政策への反映、東京への一極集中化の是正、国と地方間の行政の効率化等、期待される部分も大きい道州制であるが、一方で道州制導入を懸念する意見もみられる。ここでは、道州制導入の目的に対する主な懸念事項について、制度面、文化面に分けてみていきたい。

イ. 制度面

第1の懸念事項は、道州制基本法案（骨子案）の理念どおりに、国から道州へ財源（税源）・権限・人材を適切に委譲できるかである。現在の中央集権体制での既得権益者は、自分たちの利益を可能な限り守ろうとすることが考えられ、制度が骨抜きになる可能性がある。

全国知事会では、13年4月18日付の自由民主党道州制推進本部に対する道州制基本法案（骨子案）への要請文の中で「道州制が中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築する、正に国のあり方を根底から見直す改革とするならば、法案骨子案において、国の出先機関の原則廃止、国の中央府省の解体・再編が不可避である」と主張している。

第2の懸念事項は、道州間・道州内における格差の発生である。現在、地域ごとに高速道路や新幹線などの社会資本整備状況や産業集積状況には格差がある。仮に、既存の資本をベースとした道州制による広域自治が行われた場合、道州間・道州内での格差が発生・拡大する可能性が高い。

全国町村会では、12年11月に公表した「道

州制の何が問題か」の中で、道州間の格差について「税源の豊かな東京や、既にインフラが整っている地域が明らかに有利である。道州制によって、一極集中が是正されるどころか、ますます加速し、地域間格差は拡大する」、道州内の格差についても「州都への集権、投資の集中が強まり、州都以外の旧県庁所在地や、周辺の中小都市、農山漁村を多く抱える町村は衰退する。これにより、道州内の中心部と周縁部の格差も拡大する。」との見解を示している。また、「道州制では地域間競争によって疲弊した地域に対するセーフティネットは考慮されていない。道州制により、「選択と集中」の論理による「地域切り捨て」の時代が到来する。」との懸念を示している。

第3の懸念事項は、道州制導入に伴う企業への影響があげられる。道州制施行後は、各道州にて道州内の政策を決定することとなるため、広域展開している企業では、道州ごとに異なる対応が発生する可能性がある。また、県を事業エリアとする産業（テレビ局、地方銀行等）においては、道州単位での組織のあり方、ビジネスモデルについて検討を行う必要性も出てくるものと考えられる。

ロ. 文化面

都道府県から道州への移行は、行政上の制度面に加えて、日本人の国民性への適合という観点からも合意に向けたハードルが存在するものと考えられる。

第1に、「地域主導」となった場合に、地

域・住民で判断できるのかという課題が挙げられる。日本人は、長らく中央集権的な統治体制に依存しており、地域・住民が自ら政策等を判断することに慣れていない。道州制が導入されて自由に判断できることとなった場合に、自ら判断できるのか。

第2に、道州制導入に伴い、都道府県という100年来の地域区分が取り払われることによる、地域的・文化的（精神的）変化に対応できるのかという課題が挙げられる。全国知事会では、13年1月23日に公表した「道州制に関する基本的考え方(概要版)」における基本原則の中で、「地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定しなければならない」との見解を示している。

3. 道州制の導入に伴う環境変化

道州制に関しては、現時点で明確な解はなく、制度内容がある程度固まらなければ諸懸念の顕在化の有無や程度は判断できない。また、論点や関係主体が多岐におよんでいることから、議論が拡散している状況である。

そこで、現時点での情報から、地域経済にどのような変化が起こりうるのか、人口・企業の動向、金融環境の変化の2点から推察したい。

(1) 人口・企業の動向

道州制の導入に伴い、道州内の地域産業政策や中小企業対策等は、国から道州に権限委譲が行われる。各道州では、道州内の政策について自ら判断・決定することができるよう

になるため、政策実行までのスピードが早くなるものと考えられる。

また、各道州内において、道州単位での域内経済の合理化を目指し、選択と集中が進められるものと考えられる。各道州では、道州都や産業の中核都市に重点的に資源を配分し、それ以外の地域では、人口減少や高齢化進展が進展する中、医療等の公共サービスを効率的に提供するために、地域機能の集約が進められる。その結果、道州都や中核都市への人口・産業の集中が進み、それ以外の地域では、さらなる過疎化進展も想定される。現在の県庁所在地においても、道州内で州都や産業拠点にならなかった場合、人口・企業が流出する可能性もある。

さらに、企業誘致等で道州間の競争が発生し、豊かな税源やインフラをもつ東京等の大都市圏への集中が進み、結果、道州内・道州間の両面における二極化が進展するものと推察する。

(2) 金融環境の変化

州都や産業集積地での人口・企業の流入、それ以外の地域での人口・企業の流出による二極化が進行した場合、金融機関も人口・企業の動きに合わせて選択と集中を進め、道州都や中核都市に経営資源を重点的に配分するものと考えられる。そのため、州都・中核都市においては「競争激化」、それ以外の地域では「市場縮小」が課題になるものと考えられる。

イ. 道州都、中核都市での競争環境の激化

道州都や中核都市では、人口・企業の増加に伴い、競合金融機関も都市部に集中するであろう。特に、二極化の進展に伴い市場が今まで以上に明確になることから、都銀等の大手金融機関は、集中的に経営資源を投入することが可能となろう。

また、道州都・中核都市以外を営業エリアとしている信用金庫も、顧客を求めて都市部へ進出し、業界の垣根を超えた競争が激化するものと考えられる。

ロ. 道州都、中核都市以外の地域における市場縮小

道州都や中核都市以外の地域では、人口や企業の流出に伴い市場が縮小していく。競合金融機関は効率化を進め、道州都や中核都市へ経営資源を配分していくものと予想され、競争は少なくなるものと考えられる。

4. 市場環境変化への対応

(1) 地方銀行業界の動向

一部の地方銀行では、(図表3)のとおり、経済の広域化をにらんだ金融グループ形成の動きがみられる。ここでは、店舗戦略を中心に、3金融グループの動向についてみていきたい。

イ. 山口フィナンシャルグループ

山口フィナンシャルグループは、06年に山口銀行ともみじホールディングスの経営統合により、広島県、山口県、九州北部地区を主たる営業基盤とする金融持株会社として誕

図表3 地方銀行業界における広域金融グループ形成の動き（例）

<p>1. 山口フィナンシャルグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・06年10月に設立された、山口銀行、もみじ銀行および北九州銀行からなる金融持株会社 ・山口県、広島県および福岡県北部を営業基盤とする地域金融グループを形成 ・06年に山口銀行ともみじホールディングスにより山口フィナンシャルグループを形成。11年10月に、北九州市を中心とする九州北部への「地域密着型金融」機能強化を目的として、北九州銀行を新設
<p>2. ふくおかフィナンシャルグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・07年4月に設立された、福岡銀行、熊本ファミリー銀行（13年4月1日より「熊本銀行」に行名変更）および親和銀行（07年10月に統合）からなる金融持株会社 ・福岡県、熊本県および長崎県を核に九州を営業基盤とする地域金融グループを形成
<p>3. フィデアホールディングス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・09年10月に設立された、荘内銀行および北都銀行からなる金融持株会社 ・ホールディングスの本社を、両行の本店所在地である山形県鶴岡市、秋田県秋田市ではなく、宮城県仙台市に設置

（備考）各銀行ホームページ、IR資料の情報をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表4 山口フィナンシャルグループのエリアごとの店舗戦略等

	広島県	山口県	福岡県
グループ内銀行	もみじ銀行	山口銀行	北九州銀行 (11年10月開業)
支店・出張所数	117	137	30
主な店舗戦略	グループ内の重複店舗の整理や支店機能の見直し		店舗網、営業体制の強化
店舗戦略に関する直近の動向	<p>13年1月 呉海岸通支店を呉中央支店へ統合 吉浦出張所を支店昇格</p> <p>13年4月 手城出張所を福山東支店へ統合</p> <p>13年5月 大島支店を柳井南支店へ統合 ⇒出張所（無人店舗）の設置</p> <p>13年7月 五日市支店を廿日市支店へ統合</p> <p>13年8月 平和通支店を広島支店へ統合 ⇒もみじ銀行堺町支店平和通出張所を新規出店</p>		<p>11年10月 コレットプラス出張所開設</p> <p>11年11月 直方支店開設 新宮支店開設</p> <p>12年2月 到津支店開設</p> <p>12年3月 宗像支店開設</p> <p>13年3月 千早支店開設 菊田支店開設</p> <p>13年8月 ひびきの支店開設</p>
その他の注目すべき戦略	<p>〈「YMFG」による統制機能の強化〉 YMFGの統制機能を強化し、企画・管理部門の集約やグループ横断的BPRなどにより、企画力・行動力・連携力を高める。これによる余剰人員を営業部門に再配置し、営業力を高める。</p> <p>〈グループネットワークを活かした連携による地域活性化〉 グループが有する広域ネットワークを活かし、地域と地域、地域とお客さま、お客さまとお客さまをつなぐことで、地域のポテンシャルを引き出すとともに、地域外からの需要取込みによりマーケットの拡大を図る。</p> <p>〈感動を創造するCSの提供〉 一つの地域・銀行では実現不可能な金融グループならではの独自の魅力ある商品・サービスの提供や顧客対応力の向上により、お客さまに感動を創造するCSを提供する。</p>		

（備考）山口フィナンシャルグループ2012年度決算説明資料および中期経営計画（YMFG中期経営計画2013）をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所にて作成。支店、出張所数は13年3月31日現在

生した。

11年10月には、山口銀行の九州域内における事業を分割し、北九州市を本店とした北九州銀行を設立、北九州エリアへの店舗網、営業体制の強化を進めている。一方で、広島県・山口県におけるグループ内の重複店舗整理や支店機能の見直し、本部機能の集約も同時に行い、グループ全体での経営資源配賦の効率化を進めている（図表4）。

また、顧客サービス面においても、中期経営計画（YMFG中期経営計画2013）にて、グループネットワークを活用した地域活性化や商品開発を重点施策とするなど、広域な商圈をもつ強みを活用した顧客サービス強化を進める計画である。

ロ. ふくおかフィナンシャルグループ

ふくおかフィナンシャルグループは、2007年4月に設立された、福岡銀行、熊本ファミリー銀行（13年4月1日に「熊本銀行」に行名変更）および親和銀行（07年10月に統合）からなる金融持株会社である。

当グループでは、09年度から12年度までの3か年において、本部等の非営業部門の人

員を650人削減する一方で、営業部門の人員を100人増加するなど、スケールメリットを活用した効率化と営業戦力の強化を進めている。13年度から15年度までの3か年においても、非営業部門の人員を230人削減し、営業部門の人員を150人増員するなど、全体の人員を抑制しながら営業戦力の強化を図る計画である。

また、店舗戦略においては、（図表5）のとおり、各エリアにて、今後3年間で最大10店舗の新規出店、約30店舗の店舗立替を実施し、顧客接点の強化を行う計画である。

ハ. フィデアホールディングス

フィデアホールディングスは、09年10月に設立された、荘内銀行および北都銀行からなる金融持株会社であり、ホールディングスの本社を両行の本店所在地である山形県鶴岡市、秋田県秋田市ではなく宮城県仙台市に設置している。

地区戦略については、山形県・秋田県では農業、医療介護、エネルギー等の新分野の推進、宮城県では個人リテール・富裕層向けビジネスの推進を掲げるなどエリアごとに戦略

図表5 ふくおかフィナンシャルグループにおける新規出店、店舗立替の計画

	新規出店	店舗立替
福岡銀行（福岡エリア）	3～5店舗	15店舗程度
熊本銀行（熊本エリア）	1～2店舗	7店舗程度
親和銀行（長崎エリア）	2～4店舗	7店舗程度
合計	最大10店舗	約30店舗

（備考） ふくおかフィナンシャルグループ2012年度会社説明会資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所にて作成

を定めている。

宮城県では、個人リテール戦略推進を目的とした、保険相談を中核的業務に据えるカフェスタイル型の個人特化型店舗の開設、荘銀ビジネスカレッジでのFPの育成など、エリア戦略に添った出店、人材育成を進めている。

(2) 信用金庫業界における対応の方向性

地方銀行業界においては、グループ化によるスケールメリットを生かした顧客接点、顧客サービス強化が進みはじめている。このように外部環境が厳しくなる中で信用金庫が競争力を保つためには、今まで以上に地域の現状・ニーズを把握し、より地域の現状・ニーズにあったサービスを提供していく必要がある。

ここで留意すべきは、金融機関へのニーズが従来の金融機能だけではなく、新事業創出支援、商品開発支援、販路拡大支援等といった地域経済の振興に関するものから地域のコミュニティづくりにいたるまで、より広いものとなっており、これらの課題解決能力の差が金融機関の競争力の差となっていくものと考えられる点である。

幅広い地域ニーズに対応するためには、自金庫にて対応できるものは当然対応していくとして、自金庫だけでは対応できないものについて、外部資源を有効に活用していく必要がある。「自金庫取引先間の連携」「行政との連携」「専門家との連携」「大企業との連携」等が考えられるが、信用金庫業界独自の強みとして「信用金庫間の連携」「他金庫取引先との連携」も選択肢として活用できる。

信用金庫が主体的に地域ニーズを把握し、解決策を考えることにより、必要な機能がみえてくる。必要な機能がみえたと、自金庫にて対応すべき領域、必要となる外部連携先、行政への要望事項等がはっきりする。ニーズ把握から課題解決まで地域関係者と一体となって取り組み、しっかりとフォローしていくことにより、信用金庫と地域関係者との接点は強化され、信用金庫の顧客拡大につながる。このサイクルを生み出すことが地域金融機関としての信用金庫の差別化、競争力強化につながるものと考えられる。

「課題解決型金融」「選択と集中」「外部連携」「地域振興」「行政への関与」、これらに対応するためには、地域の情報に広くアンテナを張り、自金庫を介して何ができるかを主体的に考えることがスタートであり、重要である。

以下では、市場動向への対応、地方公共団体との関係性強化・地域の経済政策への積極的な関与の2点に分けて検討したい。

イ. 市場動向への対応

道州都・中核都市では、先ほどの地銀業界の例にもあるように、競合他行も積極的に経営資源を投入してくるであろう。そのため、競争激化に備えて、一定の経営規模確保、金庫間連携による案件への対応力強化等について検討が必要となろう。また、都市内の細分化したエリアや、金融マーケットにおける特定の分野（カードローンへの集中等）など、

選択と集中による競争力確保についても検討が必要となろう。

一方、道州都・中核都市以外の地域においては、市場の縮小に備えて、新たな地域産業・サービスの創出や都市部進出等による収益源確保に向けた検討が必要となろう。また、経営の効率化についても検討が必要になるものと考えられるが、地域金融を支える役割をもつ信用金庫にとって、「地域の金融インフラ維持」と「事業継続のための一定の利益確保」のバランスをいかにとっていくか、難しい判断が必要になるものと考えられる。

ロ. 地方公共団体との関係性強化・地域の経済政策への積極的な関与

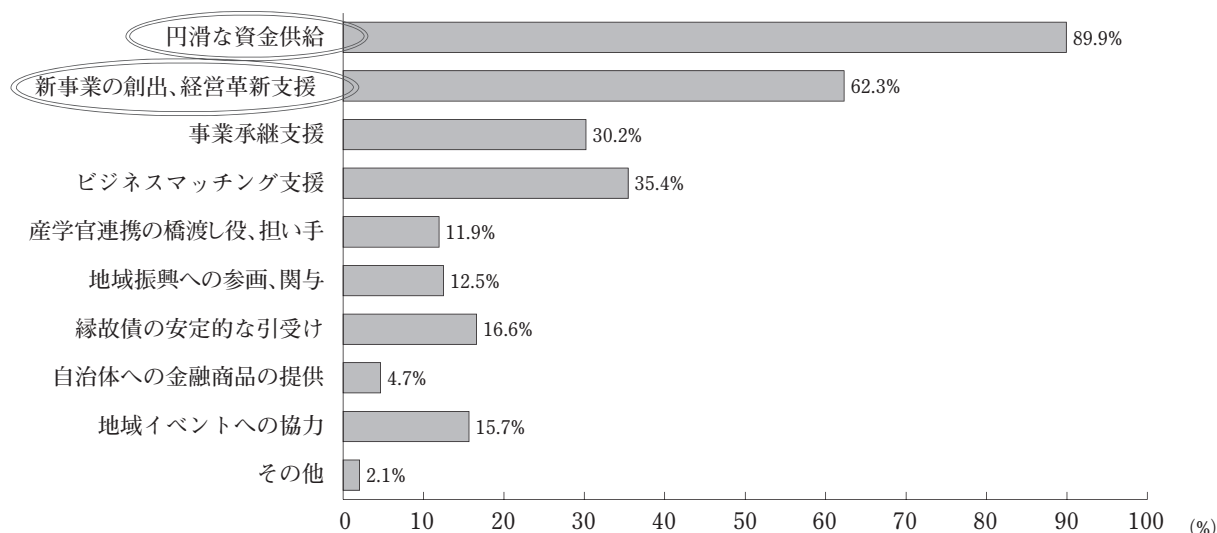
道州内の地域経済やまちづくり関連の政策については、権限が各道州や基礎自治体に移譲されるため、各地域の産業振興や中小企業

対策等を各道州や基礎自治体が自ら企画・立案することになる。そのため、金融取引・取引先支援等を通じて地域経済を支え、地域の情報が集積する地域金融機関の役割は大きくなり、地域行政機関と一体となって産業振興等に取り組むことが、これまで以上に求められるようになるものと考えられる。

では、地方公共団体は、地域金融機関に対してどのような役割を期待しているのだろうか。(図表6)は、13年1月から2月にかけて信金中央金庫が地方公共団体に対して実施したアンケートのうち、地元の金融機関に期待する役割についての回答である。

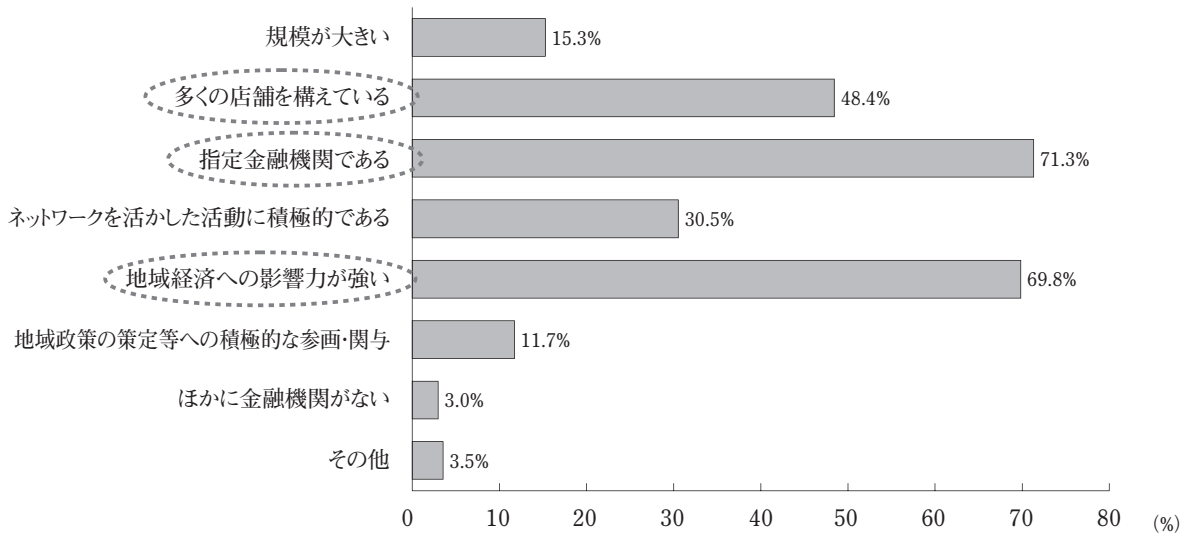
地元の金融機関に期待する役割については、「地元中小企業、地域住民に対する円滑な資金供給」(89.9%)、「地域における新事業の創出、経営革新支援」(62.3%)に高い期待が寄せられている。

図表6 地元の金融機関に期待する役割 (全回答先)



(備考) 1. 最大3つまでの複数回答
2. 無効、無回答を除く。

図表7 金融機関に存在感があると感じる理由



(備考) 1. 最大3つまでの複数回答
2. 無効、無回答を除く。

また、同アンケートにおける金融機関に存在感があると感じる理由(図表7)については、「指定金融機関である」(71.3%)が最も高く、次いで「地域経済への影響力が強い」(69.8%)、「多くの店舗を構えている」(48.4%)となっている。

(図表6)(図表7)から、金融機関に対して「円滑な資金供給」に加えて「地域における新事業の創出や経営革新支援」を期待しており、これらの取組みを通じて地域経済への影響力を強くしていくことにより、地域の行政主体に対して存在感を示していくことができるものと考えられる。

また、道州制導入後は、地域経済への強い影響力を背景とした地域政策策定への関与や産学官連携の担い手等の役割も期待されてくるであろう。経済面以外でも、店舗等の地域コミュニティ拠点への活用等、広くまちづく

り全般に信用金庫の活躍の場が増えてくるであろう。

ここで、行政と連携した中小企業支援策の一例として、信用金庫のもつ金融・情報・顧客支援機能と行政のもつ支援機能を、信用金庫にてワンストップで展開することを提案したい。

これまで信用金庫および公的機関でそれぞれ提供していた企業の経営支援サービス(商品開発、販路開拓、財務面の支援等)、補助金や融資の資金調達等について、信用金庫を通じてワンストップで提供できるようになれば、企業側からみた利便性は向上し、新事業創出や経営革新の支援にもつながるものと考えられる。信用金庫から顧客への提案内容も充実し、地域企業においても、行政機関においても信用金庫の存在感は向上するであろう。

5. おわりに

これまで、現在議論が行われている道州制の内容、道州制導入に伴う地域経済および信用金庫への影響等について概括した。

道州制の動向については、直近では議論が進んでいない状況にあるが、現在の道州制基本法案が国会で成立した際には、成立後5年で道州制が導入される見込みであり、その動向に注目しておく必要がある。

地域経済への影響については、首都圏・政令指定都市・県庁所在地・その他市町村、それぞれにおいて、人口・企業の動向や競争環境に与える影響に変化があることから、信用金庫においては、自らの営業エリアにおける影響を認識し、将来の方向性を検討していく必要がある。

人口・企業の動向や競争環境の変化は、仮

に道州制導入に至らなかった場合においても、緩やかながらも同様の傾向で進行していくものと考えられる。実際に、経済の広域化をにらんで動き出している地方銀行（グループ）もある。

金融機関に求められる役割は、近年になり多様化しており、道州制の導入によりさらに多様化していくであろう。

信用金庫は、従来から金融を軸として地域と信頼関係を築いてきたが、これからは、地域が抱えるニーズをより深く把握し、解決策を考え、地域関係者（行政・企業等）とともに積極的に取り組んでいくことが重要となろう。

地域から、金融機関としてだけでなく、地域の課題解決のパートナーとして認識されることが最大の差別化要因になるものと考えている。